

北名古屋市監査公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定例監査の結果に基づき講じた措置について、北名古屋市長から通知があったので、同条第14項の規定により、その内容を別紙のとおり公表する。

令和7年5月12日

北名古屋市監査委員 吉野修進

北名古屋市監査委員 井上一男

7北高第153号

令和7年5月2日

北名古屋市監査委員 吉野修進様

北名古屋市監査委員 井上一男様

北名古屋市長 太田考則

(公印省略)

定例監査の結果に係る措置状況について（通知）

令和7年4月11日付け7北監第17号で定例監査結果の報告を受けたことについて、措置を講じたので地方自治法第199条第14項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

＜高齢福祉課＞

1 【指摘事項】

(1) 収入事務について

高齢者福祉施設使用料について、施設休館日の使用を許可していたが、休館日を変更することについて決裁に明記されていなかった。

(2) その他

事務全般において、受付印の押印漏れが散見された。

2 【措置状況】

(1) 指摘事項については、今後、使用許可に関する決裁に、許可理由等を明記します。

(2) 指摘事項については、是正しました。

3 【監査委員意見】

(1) 業務委託契約事務にあたっては、契約書に取り交わすべき事項が明記されるよう留意するとともに、締結した事項が着実に実施されるよう適切に管理されたい。また、内容が関係法令等に準拠したものであるか適宜確認されたい。

(2) 補助金の精算事務は、公益性及び公平性確保の観点から、補助対象団体の収支決算等を十分に精査した上で実施するべきものである。補助金を実質的に団体の内部留保に充当されることがないように、補助対象経費の額とその内容を明確にした上で、残余金が生じた場合は返還するよう指導されたい。

4 【措置状況】

(1) 契約書に取り交わすべき事項を明記するとともに、契約内容が、適切に履行されるように管理します。

また、関係法令に準拠したものになるよう、要綱の改正を行いました。

(2) 補助対象経費については、愛知県が所管する、同種の補助金交付要綱を勘案し、明確化します。また、補助金については、団体監査に事務局が同席する等、内部留保にならないよう、適切な交付執行に努めます。

7 北 ス 第 1 8 号
令和 7 年 4 月 2 3 日

北名古屋市監査委員 吉 野 修 進 様
北名古屋市監査委員 井 上 一 男 様

北名古屋市長 太 田 考 則
(公 印 省 略)

定例監査の結果に係る措置状況について（通知）

令和 7 年 4 月 1 1 日付け 7 北監第 1 7 号で定例監査結果の報告を受けたことについて、措置を講じたので地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

＜スポーツ課＞

1 【指摘事項】

(1) 庶務事務について

公用車を利用した出張において、旅行命令簿（出張伺）が作成されていないものが散見された。

(2) 補助事業について

社会教育関係団体活動費補助金において、団体において補助金の使途を交付申請時から変更していたが、所管課にて経緯及び内容等の把握はあるものの、使途変更に係る事務手続きが取られていなかった。また、団体が市の社会体育施設を開場時間後に使用した事例があったが、開場時間の変更に係る事務手続きが取られていなかった。

2 【措置状況】

(1) 指摘事項については、旅行命令簿（出張伺）の作成を徹底します。

(2) 指摘事項については、適切な事務手続きに努めます。

3 【監査委員意見】

(1) 使用料減免は条例等に規定する事由に該当する場合に限定し適用されるものであることから、必要に応じて減免事務の取扱いに係る規定を整備するなど、適切な運用となるよう留意されたい。

(2) 前払いにて業務委託をする際は、委託料の支払は役務の提供等の反対給付であることに鑑み、委託した業務の進捗を適切に管理し、成果の確認及び完了検査を遺漏なく実施されたい。

4 【措置状況】

(1) 減免手続きについては、適切な運用となるよう努めます。

(2) 委託した業務の進捗を適切に管理し、成果の確認及び完了検査を遺漏なく実施します。